

美唄市パブリック・コメント手続条例の解説

(目的)

第1条 この条例は、パブリック・コメント手続に関して必要な事項を定めることにより、市の市民に対する説明責任を果たすとともに、市民の市政への参画を促進し、公正で透明な一層開かれた市政の推進に資することを目的とする。

この条例は、「美唄市まちづくり基本条例」に定める参画・協働のしくみ（第30条・31条）を具体的に「パブリック・コメント手続制度」として制度化しようとするものです。

パブリック・コメント制度の目的は、市民の皆さんからの多様な意見を市政に反映させることです。この制度の実施により、施策等の立案から最終的な案の決定に至った経過が公開され、市民のみなさんの意見に対する市の考え方が公表されるので、施策等の形成過程における公正の確保と透明性が一層向上されます。

これまででも、担当課の判断で、パブリック・コメント制度に類似した手法を用いた例はありますが、この条例の制定により、市の機関全体に共通する統一ルールとして制度化されることとなります。

この制度は、あくまでも政策等の案の内容をより良いものにするために、賛成・反対の各意見の多寡で意思決定の方向を判断する住民投票類似の制度ではなく、この制度においては、多数意見も少数意見も一つの意見として扱います。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パブリック・コメント手続 本市の基本的な政策等の決定に当たり、当該策定しようとする政策等の趣旨、目的、内容等の必要な事項を広く公表し、公表したのものに対する市民等からの意見及び情報（以下「意見等」という。）の提出を受け、市民等から提出された意見等の概要及び市民等から提出された意見等の採否及びその理由等を公表する一連の手続をいう。
- (2) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会をいう。
- (3) 市民等 市内に居住する者、市内に勤務する者、市内の学校に在学する者、市内で事業を営む法人、市内で活動する団体、本市に対して納税義務を有するもの及びパブリック・コメント手続に係る事案に利害関係を有するものをいう。

「パブリック・コメント手続」の定義として、一連の手続であることを定めています。

「実施機関」の定義として、この制度を市政全般に適用させるため、議決機関である議会や審査機関（公平委員会、固定資産評価審査委員会）を除く市の機関すべてをこの制度の実施機関に位置付けています。なお、水道事業管理者は、市長としての実施機関に含まれます。

教育委員会の事務に係る条例の実施機関については、地方自治法第149条の規定により、条例の提案権は市長に専属するので、市長となります。

「市民等」は、本市の在住者・在勤者・在学者、在事務所法人、活動団体、納税義務者、利害関係者と定義し、パブリック・コメント手続の「意見を提出できるもの」に位置付けて

います。

(対象)

第3条 パブリック・コメント手続の対象となる基本的な政策（以下「政策等」という。）の策定は、次に掲げるものをいう。

(1) 次に掲げる条例の制定又は改廃に係る案の策定

ア 市の基本的な制度を定める条例

イ 市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例

ウ 市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例（金銭徴収に関する条項を除く。）

(2) 総合計画等市の基本的政策を定める計画、個別行政分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画の策定又は改廃

(3) 市の基本的な方向性を定める憲章、宣言等の策定又は改定

行政の効率性を考えると、すべての施策などについて、この条例を実施することは困難なので、市民生活や事業活動に重大な影響を与えるような施策などに限定してこの制度を実施することとしています。

具体的な案件がこの制度に定める手続を取るべき対象であるかどうかについては、個別の条例や計画の性格、内容等に応じて実施機関（政策内容を熟知する各課）がこの制度の趣旨に照らして判断し、また、その判断についての責任を負うこととなります。

「市の基本的な制度を定める条例」とは、「行政手続条例」「情報公開条例」など、市政全般又は個別行政分野における基本理念、方針、市政を推進する上での共通の制度を定めるものをいいます。ただし、部設置条例、給与条例など行政内部のみに適用されるものは、該当しません。

「市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例」とは、地方自治法第14条第2項（普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めが留場合を除くほか、条例によらなければならない。）に基づく条例が該当します。

「市民等に義務を課し、又はその権利を制限する条例」の制定の場合、この手続の対象を当該部分だけに限って差し支えありませんが、市民の皆さんがその案を理解するための関係資料として条例案全体を併せて公表するものとします。

「金銭徴収に関する条項」を除外したのは、地方自治法の直接請求制度（第74条第1項）において、地方税等の賦課徴収や分担金、使用料、手数料の徴収に関する条例が対象外事項とされており、財政に与える影響について十分な検討のないまま負担軽減を求める意見が多く提出され容易に修正すると財政的基盤を危うくするおそれがあると考えられることから、パブリック・コメント手続においても金銭徴収に関する条例（金銭徴収に関する条項のみ）を対象外としたものです。

<参考>

地方自治法

第74条 普通地方公共団体の議会の議員及び町の選挙権を有する者（以下本編において「選挙権を有する者」という。）は、政令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求をすることができる。

「総合計画等市の基本的政策を定める計画、個別行政分野における施策の基本方針その他基

本的な事項を定める計画」とは、基本構想・基本計画で構成される市の総合計画など、将来の施策の展開の基本方針や進むべき方向、その他基本的事項を定める計画等のことをいい、構想、計画、指針など名称は問いません。

改正の場合、当該部分の改正がない場合には、第4条（適用除外）の(3)に規定する「軽微な変更」に該当するので、この手続の対象外となります。

（適用除外）

第4条 次に掲げる場合は、この条例の規定を適用しない。

- (1) 緊急に政策等の策定等を行う必要があるため、パブリック・コメント手続を行うことが困難なとき。
- (2) 金銭の徴収又は予算の定めるところにより行う金銭の給付に関する政策等の策定等を行うとき。
- (3) 関係法令及び条例等の制定改廃に伴い必要とされる政策的な判断を必要としない条例の制定若しくは改廃を行うとき又は用語の変更等で政策等の内容に実質的な変更を伴わない軽微な変更を行うとき。
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による直接請求により議会提出するとき。

「緊急に政策等の策定等を行う必要があるため、パブリック・コメント手続を行うことが困難なとき」とは、この手続に係る所要時間の経過により、その効果が損なわれるなどの理由で、この手続を取る暇がない場合をいいます。

「関係法令及び条例等の制定改廃に伴い必要とされる政策的な判断を必要としない条例の制定若しくは改廃を行うとき又は用語の変更等で政策等の内容に実質的な変更を伴わない軽微な変更を行うとき」とは、制度の大幅な改正又は基本的な事項の改正を伴わないものや制定・改廃の方法・内容について法令等に定められていて裁量の余地のない場合をいいます。

（政策等の案の公表等）

第5条 実施機関は、パブリック・コメント手続を実施しようとするときは、当該政策等の案、趣旨、目的、概要その他当該政策等の案を理解するために必要な資料を公表するものとする。

2 前項の規定による公表は、実施機関が指定する場所での閲覧及び配布、インターネットを利用した方法等により行うものとする。

計画等の案を公表するに当たっては、市民等がその案件について、内容を十分理解し、適切な意見を提出できるように、市民等にとっての分かりやすさを心がけるとともに、案だけでは十分理解できない場合には、関係資料や関係情報を併せて提供します。

「当該政策等の案を理解するために必要な資料」とは、次のものをいいます。

- ・ 根拠法令
- ・ 計画等の策定又は改定に当たっては、上位の計画等の概要
- ・ 政策等の実施により生じることが予測される影響の程度及び範囲
- ・ その他必要な資料

条例案についてパブリック・コメント手続を実施する場合は、条文だけではなく、「概要」

「骨子」等についても併せて提供します。

パブリック・コメント制度の実施に当たっては、広く市民等に周知することが重要なので、政策等の案及び資料等を、実施する機関の指定する場所として、市役所行政資料室、当該案の所管課、市の主要施設に備付け、閲覧・配布するとともに、市のホームページに掲載することとします。また、これ以外にも、市広報紙メロディーへの案の概要等や予告の掲載、報道機関への発表など、多様な方法で周知に努めることとします。

案や公表資料が相当量に及ぶ場合に、そのすべてをホームページや広報紙等に掲載することは、行政効率の面から不相当と思われるので、その場合は、活用する公表方法すべてにおいて、案や公表資料全体を添付する必要はなく、これらの入手方法を明確にして周知することとします。

(意見等の提出期間)

第6条 意見等の提出期間は、政策等の案の公表の日から起算して30日以上とし、実施機関が意見等の募集の際に明示する。

意見等の募集期間は、市民の皆さんが市の公表した政策等の案に関して十分な検討の時間を設けるため、最低1月程度は必要と考えられるので、30日以上とし、その日数を実施機関が定めて、意見等の募集の際に開始年月日と最終年月日を明示します。

(意見等の提出方法)

第7条 意見等の提出方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 実施機関が指定する場所への書面の提出
- (2) 郵便
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) 前各号に定めるもののほか実施機関が必要と認める方法

2 意見を提出しようとする市民等は、住所及び氏名その他市民等であることを示す事項を明らかにしなければならない。

意見の提出方法は、窓口への持参、郵便、ファクシミリ、電子メール等とし、案の公表の際に明示することとします。

意見提出期間内にその政策等の案の説明会を行った場合は、実施機関（所管課）が説明会会場での市民の口頭による意見を整理又は要約した文書を持って提出意見として取り扱うことができます。

市民等が意見を提出する際には、意見提出に係る責任の所在をはっきりさせることと、意見内容の確認を行う可能性があることから、原則として、意見を提出した方の氏名及び住所（法人等の場合は、その名称及び事務所等連絡先の所在地等）を明らかにして行うこととし、案の公表に際しては、その条件を明示することとします。

(提出意見の考慮)

第8条 実施機関は、前条の規定により提出された意見等を考慮して、政策等の策定の意思決定を行うものとする。

実施機関は、提出された意見を考慮して、意思決定を行いますが、提出された意見を必ず取り入れるということではなく、提出された多様な意見を十分に考慮して、その上で判断することがパブリック・コメント制度の趣旨です。

(パブリック・コメント手続に関する特例)

第9条 実施機関は、第6条に規定する意見提出期間について、30日以上の期間を定めることができないやむをえない理由があるときは、その理由を明らかにして、30日に満たない期間で意見等の提出を求めることができる。

2 実施機関は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置する審議会その他の附属機関及び実施機関が設置するこれに準ずる機関が、第5条から前条までの規定に準じた手続を経て策定した報告、答申等に基づき、政策等の策定を行うときは、パブリック・コメント手続を行わないで政策等の意思決定をすることができる。

3 法令により、縦覧等の手続が義務づけられている政策等の策定にあつては、この条例と同等の効果を有すると認められる範囲内において、この条例の手続を行ったものとみなし、その他必要な手続のみを行うことで足りるものとする。

本条第1項の意見提出期間の短縮と第4条の緊急を理由とするパブリック・コメント手続の省略との違いは、緊急の度合いによるものであり、期間短縮しても意味のないものは、第4条の適用除外の方法によることとなります。この場合、意見提出期間を短縮する理由を施策等の案の公表時に明らかにしなければなりません。

第2項では、附属機関等（いわゆる審議会等をいいます。）の答申等を受けて意思決定をする場合、附属機関等がこの条例に定める手順に準じた手続を経て策定した答申等を受けて意思決定を行うときには、同様の案について手続を繰り返すことは、効率性の観点から望ましくないので、改めてこの条例の手続を経ることなく意思決定できることとしています。

第3項では、法定縦覧手続など、案の公表、市民等の意見提出が法令で定められている場合、提出された意見及びこれに対する実施機関の考え方を公表することで、パブリック・コメント手続と同様の効果が得られることから、パブリック・コメント手続を行ったものとみなすこととするものです。

「その他必要な手続」とは、政策等の決定内容の公表などです。

<法令で公聴会の開催、縦覧・意見書等の提出が予定されている例>

◎都市計画の決定（都市計画法）

- ・都市計画の原案作成段階での公聴会による住民の意見の反映
- ・都市計画の案の縦覧（2週間）時の意見書の提出制度（提出された意見の要旨を踏まえ、都市計画審議会で審議）

◎土地区画整理事業計画の縦覧及び意見書の提出

◎緑の基本計画の策定（都市緑地法に縦覧・意見書の提出手続を規定）

(パブリック・コメント手続実施責任者)

第10条 実施機関は、パブリック・コメント手続の適正な実施を確保するため、パブリック・コメント実施責任者を置くものとする。

パブリック・コメント手続を実施する際には、その手続に関する問い合わせや提出された意見等に対する実施機関の考え方を公表するので、意見等の募集の際に、その責任者を明示することとします。

パブリック・コメント手続実施責任者は、所管課の課長職を予定しています。

(結果の公表等)

第11条 実施機関は、パブリック・コメント手続を実施して政策等の策定を行った場合は、次に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、美唄市情報公開条例（平成11年条例第1号）に基づき公開することができないものとされる情報その他正当な理由があるものは除く。

(1) 提出された意見等の概要

(2) 提出された意見等に対する実施機関の考え方

(3) 政策等の策定の案を修正した場合における修正内容

2 第5条第2項の規定は、前項の規定による公表の方法について準用する。

パブリック・コメント制度は、政策等の案の賛否を問うためのものではないので、賛否の結論だけを示した意見については、必ずしも実施機関の考え方を示す必要はありませんが、そのような意見があったことは、公表する必要があります。

類似の意見があった場合は、行政コストや事務の効率の点から考えて、類似する意見を集約するなど適宜、整理・工夫をして公表することとします。

提出された意見の中に、個人又は法人等の権利・利益を害するおそれがある情報等のような公表することが不適切な情報が含まれていると判断される場合には、その全部又は一部を公表しないこととします。

(一覧表の作成)

第12条 市長は、パブリック・コメント手続を行っている案件の一覧表を作成し、インターネットを利用した閲覧等の方法により公表するものとする。

各パブリック・コメント手続の実施案件や実施状況を一覧にすることにより、いつでもどのような案件についてパブリック・コメント手続を行っているのかを市民が一覧で知ることができます。

案件の一覧表には、案件名、意見等の提出期間、政策等の案等の入手方法、問い合わせ先等を記載します。

(委任)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。